

静岡県公安委員会規程第14号

臨時適性検査等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年5月13日

静岡県公安委員会委員長 外山弘幸

臨時適性検査等に関する規程の一部を改正する規程

臨時適性検査等に関する規程（平成14年静岡県公安委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）<u>第102条及び第107条の4</u>の規定により臨時に行う適性検査（以下「臨時適性検査」という。）、法第90条第8項及び<u>第103条第6項</u>の規定による適性検査の受検及び医師の診断書の提出命令並びに道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第29条の3第2項に規定する医師の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(臨時適性検査の対象者)</p> <p><b>第5条</b> 臨時適性検査は、法第102条第1項から第5項まで並びに<u>第107条の4第1項</u>の規定により臨時適性検査を行う必要がある者に対して行うものとする。</p> <p>(臨時適性検査の手続等)</p> <p><b>第6条</b> 法第102条第6項の規定による<u>臨時適性検査の通知は、それぞれ次に定める様式により行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>法第102条第1項から第3項までの規定に該当した者に対する通知は、様式第1号により行うものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）<u>第102条第1項から第5項まで又は第107条の4第1項</u>の規定により臨時に行う適性検査（以下「臨時適性検査」という。）、法第90条第8項又は<u>第103条第6項</u>の規定による適性検査の受検の命令及び<u>法第90条第8項、第102条第1項から第4項まで又は第103条第6項</u>の規定による医師の診断書の提出命令並びに道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第29条の3第2項に規定する医師の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(臨時適性検査の対象者)</p> <p><b>第5条</b> 臨時適性検査は、法第102条第1項から第5項まで又は<u>第107条の4第1項</u>の規定により臨時適性検査を行う必要がある者に対して行うものとする。</p> <p>(臨時適性検査の手続等)</p> <p><b>第6条</b> 法第102条第6項の規定による通知は、<u>次の各号に掲げる臨時適性検査の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>法第102条第1項から第3項までの規定によるもの 様式第1号</u></p> <p>(2) <u>運転免許試験（仮運転免許（以下「仮免許」という。）の運転免許試験（以下「仮免許試験」という。）を除く。）に合格した者又</u></p>

(2) 免許試験（仮免許試験を除く。）に合格した者又は免許（仮免許を除く。）を受けた者に対する通知は、様式第2号により行うものとする。

(3) 仮免許試験に合格した者に対する通知は、様式第3号により行うものとする。

(4) 仮免許を受けた者に対する通知は、様式第4号により行うものとする。

## 2・3 （略）

（受検命令及び診断書提出命令等）

**第7条** 法第90条第8項及び第103条第6項に規定する適性検査の受検又は医師の診断書の提出を命ずる場合には、様式第6号及び様式第7号により行うものとする。

2 法第102条第1項から第3項までに規定する医師の診断書の提出を命ずるときは、様式第8号により行うものとする。

は運転免許（仮免許を除く。）を受けた者に対し、法第102条第4項の規定により介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症（以下「認知症」という。）の疑いがあることを理由として行うもの 様式第1号の2

(3) 運転免許試験（仮免許試験を除く。）に合格した者又は運転免許（仮免許を除く。）を受けた者に対し法第102条第4項の規定により行うもの（前号に該当するものを除く。）及び運転免許（仮免許を除く。）を受けた者に対し同条第5項の規定により行うもの 様式第2号

(4) 仮免許試験に合格した者に対し法第102条第4項の規定により行うもの 様式第3号

(5) 仮免許を受けた者に対し法第102条第4項又は第5項の規定により行うもの 様式第4号

## 2・3 （略）

（受検命令、診断書提出命令等）

**第7条** 法第90条第8項又は第103条第6項の規定による適性検査の受検の命令は、様式第6号により行うものとする。

2 法第90条第8項、第102条第1項から第4項まで又は第103条第6項の規定による医師の診断書の提出の命令は、次の各号に掲げる当該命令の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 法第90条第8項又は第103条第6項の規定によるもの及び運転免許試験（仮免許試験を除く。）に合格した者又は運転免許（仮免許を除く。）を受けた者に対し法第102条第4項の規定により行うもの（第3号に該当するものを除く。） 様式第7号

(2) 法第102条第1項から第3項までの規定に

<p>3 <u>法第102条第1項から第3項までの規定により</u> 医師の診断書の提出を命ぜられた者が当該診断書を提出する必要がなくなったときは、様式第9号を送付するものとする。</p>	<p>よるもの <u>様式第8号</u></p> <p>(3) <u>運転免許試験（仮免許試験を除く。）に合格した者又は運転免許（仮免許を除く。）を受けた者に対し、法第102条第4項の規定により認知症の疑いがあることを理由として行うもの 様式第8号の2</u></p> <p>(4) <u>仮免許試験に合格した者に対し法第102条第4項の規定により行うもの 様式第8号の3</u></p> <p>(5) <u>仮免許を受けた者に対し法第102条第4項の規定により行うもの 様式第8号の4</u></p> <p>3 <u>法第102条第1項から第4項までの規定により</u> 医師の診断書の提出を命ぜられた者が当該診断書を提出する必要がなくなったときは、様式第9号を送付するものとする。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。  
様式第1号を次のように改める。

臨時適性検査通知書

第 号

年 月 日

住所

殿

静岡県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項の規定による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、

の処分を受けることとなりますので、御注意ください。

適性検査を行う理由となった認知機能検査等の結果	
適性検査の期日	
適性検査の場所	
備考	

様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

臨時適性検査通知書

第 号

年 月 日

住 所

殿

静岡県公安委員会 印

あなたは、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第4項の規定による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、

の処分を受けることとなりますので、御注意ください。

適性検査を行う理由	
適性検査の期日	
適性検査の場所	
備 考	

様式第4号を次のように改める。

臨時適性検査通知書（仮運転免許）

第 年 月 日 号

住所

殿

静岡県公安委員会 印

道路交通法第102条第 項に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合を除き、仮運転免許の取消しの処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

(注)

- 1 やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、仮運転免許の取消しの処分を受けることはありません。
- 2 道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合とは、運転免許を受けた方から自らの身体的適性について適性検査を受けたい旨の申出があり、その申出に理由があるとして臨時適性検査を行う場合（一定の場合を除く。）のことです。



様式第7号及び様式第8号を次のように改める。

診 断 書 提 出 命 令 書

第 年 月 日 号

住 所

殿

静岡県公安委員会 印

道路交通法第 項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則  
に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命令します。

なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合には、運転免許の  
の処分を受けることとなります。

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
その他必要な事項	
備考	

（注） 道路交通法施行規則第18条の4第2項、第29条の3第4項又は第29条の5第2項に規定する要件とは、主治医が作成し、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることです。

診 断 書 提 出 命 令 書

第 号

年 月 日

住 所

殿

静岡県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第 項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

こととなりますので、御注意ください。

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記の運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命ずる理由となった認知機能検査等の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備 考	

様式第 8 号の次に次の 3 様式を加える。

診 断 書 提 出 命 令 書

第 号

年 月 日

住 所

殿

静岡県公安委員会 印

あなたは、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

こととなりますので、御注意ください。

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記の運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診 断 書 の 提 出 を 命 ず る 理 由	
診 断 書 の 提 出 期 限	
診 断 書 の 提 出 先	
備 考	

診 断 書 提 出 命 令 書（仮運転免許）

第 年 月 日 号

住 所

殿

静岡県公安委員会 印

道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命令します。

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
その他必要な事項	
備考	

（注） 道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件とは、主治医が作成し、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることです。

診 断 書 提 出 命 令 書（仮運転免許）

第 年 月 日 号

住 所

殿

静岡県公安委員会 印

道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命令します。

なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合には、仮運転免許の処分を受けることとなります。

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
その他必要な事項	
備考	

（注） 道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件とは、主治医が作成し、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることです。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。